

高度人材の受入促進に向けた同性パートナーの在留に係る特例の創設について

I 提案の概要

「国際金融都市・東京」の実現に向けた外資系金融機関CEO等との意見交換会（2017年6月22日）

⇒外資系金融機関CEOより発言

「多様な外国人材を活用するためには、同性パートナーも異性パートナーと同様に在留を取扱うことにより、アジアの他の金融都市にない強みとして、東京へ高度金融人材の流入を促す」

平成29年9月5日 第31回国家戦略特別区域諮問会議 東京都知事提案

同性パートナーの在留に係る特例の創設

○ 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBTの方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例が必要。

（例）入国・在留審査上、パートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーについて、同性婚の配偶者と同様の扱いとすること。

※なお、同性婚の配偶者も、通知ではなく告示で明確に規定することが望ましい。

【参考】同性婚の配偶者に対する入国・在留審査の取扱い（通知）【法務省管在第5357号】

- 在留資格にいう「配偶者」には、外国で有効に成立した婚姻であっても同性婚による配偶者は含まれない。
- ただし、諸外国における法整備の実情や人道的観点からの配慮から、同性婚による配偶者については、原則、在留資格「特定活動」により入国・在留を認めている。

Ⅱ 同性の登録パートナーシップ制度の概要と諸外国の事例

同性パートナーシップ制度の概要

ヨーロッパ諸国等では多くの国で、同性に対して法的に承認されたパートナーシップ関係を制定している。
同性パートナーに法律上、氏・社会保障・相続・税制・養子縁組などの保護を与える制度が見られ、異性や同性の法律婚に準じて同等の権利を確立している(下記参照)。

他国における同性パートナーシップ制度の事例(主にG7)

	制度	制定年	対象	氏(姓)の変更	相続	社会保障	税制優遇	養子縁組	他国パートナーシップの在留資格	備考
アメリカ (ニューヨーク州)	ドメスティック・パートナーシップ	1997	同性・異性	○	△ (相続できるが、控除などはなく、全額相続税が課税される)	△ (公的に「家族」と認められず、公的優遇なし。民間企業でも、「家族向けサービス」として提供の特典の対象外となる可能性)	×	○	△ (家族ビザが適用されず、長期滞在不可。フィアンセビザによる一時的な滞在のみ可能)	アメリカ全州で同性婚は導入済み。パートナーシップ制度(州により有無が異なる)との併存。(ニューヨーク州はあり。)
イギリス (イングランド/ウェールズ)	シビル・パートナーシップ	2004	同性・異性	○	○	○	○	○	○	同性婚併存
ドイツ	生活パートナーシップ	2000	同性のみ	○	○	○	○	△(共同縁組は不可・親権はいずれか1名にのみ属す)	○	同性婚併存
フランス	連帯市民協約	1999	同性・異性	不明(同性・異性にかかわらず基本別姓)	○	○	○	○	×	(フランス国内での婚姻が必要)
イタリア	シビル・ユニオン	2016	同性・異性	○	○	○	○	×	○	
カナダ (ケベック州)	シビル・ユニオン	2002	同性・異性	○	○	○	○	○	○	全州で同性婚は導入済み。パートナーシップ制度(州により有無が異なる)との併存。(ケベック州はあり。)
スイス	登録パートナーシップ	2005	同性のみ	○	○	○	○	×	△ (EU/EFTA域内住民のみ在留資格取得可能)	
ルクセンブルグ	登録パートナーシップ	2004	同性・異性	不明(同性・異性にかかわらず基本別姓)	△(死亡時に自動には相続権が発生せず。生前に相続契約を結ぶ必要あり)	○	○	不明	△ (2名のうち1名がEU市民である必要あり)	同性婚併存

Ⅲ 香港における外国人同性カップルに対するビザの特例

日本同様に法律による自国の同性婚や同性パートナーシップ制度がない国・地域の事例

従来、法律婚外の同性カップルのパートナーに対する配偶者ビザの付与は認められていなかったが、数次の裁判を経て、**2018年7月に同性カップルのパートナーにもビザ取得に関して法律婚と同じ権利を認める裁判の判決**。これを受け、同年9月から同性パートナーへの配偶者ビザを認める新たな入管制度が導入され、配偶者扶養控除や就労等の権利を享受できるようになった。

従来

2018年9月19日～

同性カップルのパートナーのビザ申請方法

- 同性カップルのパートナーへの配偶者ビザは認められない
- (上記により) 配偶者としての資格以外で、パートナーも独自の滞在資格を得る必要がある (パートナーに依存しない就労ビザ・観光ビザ等)

- **本国で婚姻関係・シビルパートナーシップ関係・シビルユニオン関係**のいずれかにあり、香港への(就労等の)ビザが認められた扶養者の居る者は、配偶者ビザ(Dependent Visa)が申請可能

同性カップルのパートナーの得られる権限

(配偶者としての特権はなく、個々の入境者として扱われ、配偶者としての特権は得られない)

- 異性の法律婚関係にあるカップルと同じく、扶養控除、(配偶者の香港における)就労権等を享受可能

ビザ規制の変遷

2011年～

- 英国人同性カップルが、扶養ビザ申請をするも、複数回却下される

2014年～

- 英国人同性カップルが、法的に認められた婚姻関係が無くても、扶養ビザを認めることを求める裁判を起こす

2017年

- 下級審で同性カップルへの扶養ビザ発行を認める判決が下る
- **12の多国籍金融機関が、原告への支援を表明**

2018年7月4日

- 最高裁判所で、同性カップルに婚姻関係と同じ権利を認めないことは、差別的であるとの判断が下る

2018年9月19日

- **就労ビザ取得者の同性パートナーに対し、長期滞在が可能な扶養ビザを認める新たな入管制度が公的に導入・運用開始**

IV 日本における現状ヒアリング

外国人在留資格を専門とする行政書士事務所にヒアリングして得た情報

- まず同性婚配偶者については、今までに「特定活動」の在留資格にてビザ申請をした件数は2014年以降で7、8件となり、そのうち「高度専門職」資格をもった外国人が同性婚配偶者を呼び寄せたケースは1、2件。
- 「特定活動」資格ではなくその他の方法で、同性婚配偶者を呼び寄せているケース（共に就労している場合や留学生として滞在している場合等）はその問題が顕在化していないため、詳細な数値は分かりかねるが、年に10数件程度ではないかと予測。
- 現在、同性婚の配偶者の特定活動による在留資格の申請が多くないのは、外国人は自分がインターネット等で調べて行動する傾向があり、申請する前に諦めていると考えられる。
- したがって今回、日本が同性パートナーシップ制度の配偶者についても在留資格を認め、これを上手に海外に発信すれば、良い意味で開かれた国であると認識され、申請数は多くなるだろう。

「高度人材の受入促進に向けた同性パートナーの在留に係る特例の創設について」追加調査

I 他国における同性パートナーシップ制度における登録後の証明

国・地域	制度名	制定年	対象	証明書類名
アメリカ (ニューヨーク州)	ドメスチック・パートナーシップ	1997	同性・異性	Certificate of Domestic Partnership (ドメスチック・パートナーシップ証明書)
イギリス (イングランド/ ウェールズ)	シビル・パートナーシップ	2004	同性・異性	Civil partnership certificate (シビル・パートナーシップ証明書)
ドイツ	生活パートナーシップ	2000	同性のみ	Partnership certificate (パートナーシップ証明書)
フランス	連帯市民協約	1999	同性・異性	Certificate of PACS (PACS証明書)
イタリア	シビル・ユニオン	2016	同性・異性	Civil Union Certificates (シビル・ユニオン証明書)
カナダ (ケベック州)	シビル・ユニオン	2002	同性・異性	Civil Union Certificate (シビル・ユニオン証明書)
スイス	登録パートナーシップ	2005	同性のみ	Registered partnership document (登録パートナーシップ証明書)
ルクセンブルグ	登録パートナーシップ	2004	同性・異性	名称不明 (紙媒体の証明書が郵送される)

政府HP、論文、報道等から東京都が作成 2018年11月時点

II 日本における「外国の異性パートナーシップ制度」における在留資格の取扱

- 在留資格にいう「配偶者」には、婚姻関係にある異性の配偶者にしか認められないため、**同性・異性に関わらず**(外国の)パートナーシップ制度で登録されている異性のパートナーは「家族滞在」の対象外
- 外国のパートナーシップ制度に登録されている、**異性パートナーには特定活動の在留資格が許可されることがある**(しかし、これは法務大臣の告示外の特定活動であることからケースバイケースで審査されるため、必ず許可されるとは限らない)
- 外国の同性婚の配偶者に対する取り扱いのような通知文等は無く、個別に審査していると考えられる。

外国人在留資格を専門とする行政書士にヒアリングにより作成

III 日本における「外国の同性婚」におけるパートナー在留資格の手続き

【参考】同性婚の配偶者に対する入国・在留審査の取扱い(通知)【法務省管第5357号】により、本国で有効に成立している同性婚の配偶者について、その者が本国と同様に我が国においても安定的に生活できるよう人道的な観点から配慮して、公示外の特定活動として在留資格を認めている。

【留意点】

双方の本籍地(国・地域)で、同性婚が異性婚と同様に認められている場合のみ対象となる

【証明方法】

- ① 本国における結婚の証明書
- ② 結婚生活を裏付けるための日常生活や双方の交流の資料
- ③ 資産・収入・納税等の証明書

(法務省入国管理局ヘヒアリング)